



千地裁総第 970 号

令和 3 年 9 月 13 日

山 中 理 司 様

千葉地方裁判所長 堀 田 真 哉



司法行政文書開示通知書

令和 2 年 4 月 10 日付け（同月 13 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「裁判修習中（自宅学修中）の修習生に対する連絡事項について」と題する文書。（片面で 4 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書には、個人識別情報（印影、電話番号、内線番号、メールアドレス）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号、ファックス番号、メールアドレス）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号及び第 6 号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課文書係 電話 043（333）5237

【決裁・供覧】

(決裁日 2. 4. 9)

所長	事務局長	事務局次長	総務課長	総務課補佐	庶務係長	庶務係
●	●	●	●	●	●	● ● ● ● ●

【起案 2.4.9 総務課庶務係 西堀】

標題:

裁判修習中(自宅学修中)の修習生に対する連絡事項について

決裁事項: ①別添メールの赤枠の事項及び②~~以下の~~の事項について、裁判修習中の修習生(2班、4班)に電話で連絡してよろしいか。

②の事項

自宅学修期間中は欠席とはなりませんが、新型コロナウイルス感染を含め、発熱等の体調不良により、自宅での学修が困難で修習を休む場合等は、欠席申請が必要です。修習を休む場合は、総務課庶務係まで電話連絡をしてください。

なお、修習を休む場合の他、新型コロナウイルスに感染した場合、発熱等感染の症状が現れた場合、感染が判明した者の濃厚接触者になった場合は、速やかに総務課庶務係まで連絡してください。

備考: ①は、司研から周知するよう指示のあったものです。

②は、既にオリエンテーションや司研から修習生へのメール等で、一般的な欠席申請の方法は周知済みですが、4/8から自宅学修となつたため、内容を整理して再度周知することとしたい。

検察庁、弁護士会、民刑指導官には前記連絡をした旨情報提供します。

【廃棄の記録の要否】

電話で連絡済み

■ ①不要 □ ②要

※ 次の【短期保有文書の類型ア～キ】に当てはまらないものは廃棄に関する記録【実施細目別紙様式第11】が必要である。

【短期保有文書の類型】

- ア 正本・原本が別に管理されている司法行政文書の写し
- イ 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
- ウ 出版物や公表物を編集して作成した司法行政文書
- エ 所管する事務に関する事実関係の問合せへの応答に係る司法行政文書
- オ 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった司法行政文書
- カ 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される司法行政文書
- キ 標準文書保存期間基準(保存期間表)において、保存期間を1年未満とすることが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた司法行政文書
- (具体例の表示)
- その他
- (業務の類型)

【廃棄時期】

- 翌会計年度末までに廃棄
- 決裁・供覧後廃棄
- ()後廃棄

西堀俊介（千葉地総庶務係長）

差出人: 竹元泰裕（司研企二企画係） <REDACTED>

送信日時: 2020年4月7日火曜日 16:36

宛先: '110 東京（佐藤）'; '110-1 立川（濱田）'; '120 横浜（森川）'; '130 さいたま（和田）'; '131 さいたま（増山）'; '140 千葉（西堀）'; '150 水戸（鳴）'; '151 水戸（布留川）'; '160 宇都宮（鈴木）'; '161 宇都宮（関）'; '170 前橋（加部）'; '180 静岡（清水）'; '190 甲府（宮田）'; '200 長野（小宮山）'; '210 新潟（板垣）'; '310 大阪（松永）'; '320 京都（西林）'; '330 神戸（西山）'; '340 奈良（浅香）'; '350 大津（松本）'; '360 和歌山（加藤）'; '410 名古屋（城所）'; '411 名古屋（福川）'; '420 津（服部）'; '430 岐阜（竹内）'; '440 福井（野田）'; '441 福井（宮本）'; '450 金沢（宮村）'; '460 富山（小林）'; '510 広島（廣田）'; '520 山口（小田）'; '530 岡山（佐竹）'; '540 鳥取（山口）'; '550 松江（山本）'; '610 福岡（小関）'; '620 佐賀（杉山）'; '630 長崎（寺濱）'; '640 大分（齊藤）'; '650 熊本（野田）'; '660 鹿児島（阿久根）'; '661 鹿児島（知花）'; '670 宮崎（平良）'; '680 那覇（徳村）'; '710 仙台（菅野）'; '720 福島（佐久間）'; '721 福島（今野）'; '730 山形（板垣）'; '731 山形（村山）'; '740 盛岡（佐藤）'; '741 盛岡（古館）'; '750 秋田（川越）'; '760 青森（三浦）'; '810 札幌（奥井）'; '820 函館（板倉）'; '830 旭川（大沼）'; '840 鈴鹿（安井）'; '910 高松（藤井）'; '920 徳島（中川）'; '930 高知（吉川）'; '940 松山（日野）'

CC: '111 東京cc（鈴木）'; '112 東京cc（依田）'; '113 東京cc（平井）'; '114 東京cc（藤井）'; '111-1 立川cc（笠原）'; '121 横浜cc（松山）'; '122 横浜cc（吉田）'; '123 横浜cc（飛田）'; '131 さいたまcc（相田）'; '132 さいたまcc（田沼）'; '141 千葉cc（太田）'; '142 千葉cc（佐藤）'; '143 千葉cc（齊藤）'; '151 水戸cc（佐藤）'; '161 宇都宮cc（大金）'; '171 前橋cc（近藤）'; '172 前橋cc（橋本）'; '181 静岡cc（佐藤）'; '182 静岡cc（鷺津）'; '191 甲府cc（中島）'; '192 甲府cc（市原）'; '201 長野cc（瀧澤）'; '202 長野cc（山崎）'; '211 新潟cc（齊藤）'; '311 大阪cc（高尾）'; '312 大阪cc（橋本）'; '321 京都cc（八田）'; '331 神戸cc（廣島）'; '341 奈良cc（棟尾）'; '342 奈良cc（島井）'; '343 奈良cc（高橋）'; '351 大津cc（大林）'; '361 和歌山cc（中田）'; '362 和歌山cc（福井）'; '411 名古屋cc（林）'; '412 名古屋cc（佐々木）'; '413 名古屋cc（樺山）'; '414 名古屋cc（伊藤）'; '415 名古屋cc（木下）'; '421 津cc（中川）'; '422 津cc（海保）'; '431 岐阜cc（福手）'; '432 岐阜cc（上田）'; '451 金沢cc（若島）'; '452 金沢cc（赤尾）'; '461 富山cc（金井）'; '511 広島cc（河村）'; '521 山口cc（辻）'; '522 山口cc（田村）'; '531 岡山cc（近重）'; '532 岡山cc（森宗）'; '541 鳥取cc（平木）'; '551 松江cc（白菊）'; '552 松江cc（吉田）'; '611 福岡cc（内山）'; '612 福岡cc（豊福）'; '621 佐賀cc（中溝）'; '622 佐賀cc（下河内）'; '631 長崎cc（田中）'; '641 大分cc（原田）'; '642 大分cc（佐藤）'; '651 熊本cc（田上）'; '662 鹿児島cc（齊藤）'; '671 宮崎cc（川口）'; '681 那覇cc（島仲）'; '711 仙台cc（佐藤）'; '712 仙台cc（名飯）'; '721 福島cc（大河内）'; '731 山形cc（五十嵐）'; '741 盛岡cc（菅原）'; '751 秋田cc（加藤）'; '761 青森cc（和田）'; '811 札幌cc（久保田）'; '821 函館cc（吉田）'; '822 函館cc（裏岩）'; '831 旭川cc（山内）'; '841 鈴鹿cc（作田）'; '911 高松cc（山形）'; '921 徳島cc（模山）'; '931 高知cc（今井）'; '941 松山cc（東

CC:

山)'; '山口 喜也 主任(企画第二課調査係)'; '今村 まり 主任(企画第二課教材第一係)'; '染谷武宣'; '高櫻 慎平 所付(司法研修所)'; '鈴木 謙也'; '細谷 泰暢 教官(刑裁)'; [REDACTED]; '佐藤 隆行 係長(企画第二課教材第一係)'; '竹元 泰裕 主任(企画第二課企画係)'; '小林 泰(企画第二課企画係)'; '橋本 聰課長(企画二課)'; '遠藤邦彦(刑裁上席)'; '齋藤 洋子 主任(企画第二課教材第二係)'; [REDACTED]; '三田村 豊 事務官(企画第二課企画係)'; '森 健二 教官(民裁)'; [REDACTED]

件名:

(事務連絡) 緊急事態宣言期間中の選択型実務修習の対応方針等について

司法修習事務担当者様

いつも大変お世話になっております。
選択型実務修習(自己開拓プログラム、全国プログラム)について、
今後の新型コロナウィルスの感染拡大状況の予測が困難であることから、
実施について明確な見通しは現状では不透明な状況ですが、現時点での
対応方針等について御連絡いたします。
貴庁から修習中の修習生に指示をする場合には、指示の内容を貴地の検
寧及び弁護士会にも情報提供していただきますようお願いいたします。

1 全国プログラムについて

一次募集の選定結果通知については、現在、通知準備を進めており、
決裁が完了次第、通知をする予定です。
全国プログラムの選定結果の通知については、第2クール終了までに
終えるようにお願いをしているところですが、各庁の実情に合わせ適宜、
結果の通知を行っていただくことで差し支えありません。

2 全国プログラムの二次募集について

現在、司法研修所で応募を取りまとめているところであり、現時点では、
スケジュールに沿って、事務手続きを進める予定です。

3 自己開拓プログラムについて

緊急事態宣言が発令され、知事から外出自粛要請が出ている地域(配属
修習地のみでなく自己開拓先が所在している場合も含みます。)にかかる
自己開拓プログラムの交渉等については、

- ・外出自粛要請の趣旨に鑑み、自己開拓先等に直接訪問するなど、人の移動や
接触を伴う形での交渉を避け、電話やメール等の方法で行うこと。
- ・自己開拓先の企業等においても新型コロナウィルスの感染拡大防止のための
対応に追われていることが予測されるため、自己開拓プログラムの交渉が
自己開拓先への過度な負担とならないように留意すること。

を修習生に周知するようお願いいたします。

また、自己開拓プログラムにおいては、各配属庁会での事務手続の実情に応じ、
申込みの締切日等を設定されていると思いますが、自己開拓プログラムの交渉等
について、例年より時間がかかることも見込まれますので、自己開拓プログラムの
申込みの締切日等については、各配属庁会の実情に応じ、可能な限り御配慮いただければと存じます。

各配属庁会におかれましても種々の御対応で御多忙の中、お手数をお掛けいたし
ますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【機密性2】

司法研修所企画第二課企画係

竹元 泰裕

TEL [REDACTED] (ダイヤルイン) 内線 [REDACTED]

FAX